

情報ひろば



行方市の人口

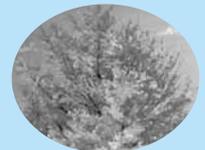
総数 37,213人 (-85)
 男 18,461人 (-42)
 女 18,752人 (-43)
 世帯数 11,688世帯 (-9)
 平成25年3月1日現在
 ()は前月との比較

行方市民憲章

やさしい自然
 かがやく人
 わたしたちがつくる
 魅力あるまち、行方市



市の花
ヤマユリ(山百合)



市の木
イチヨウ(銀杏)



市の鳥
シラサギ(白鷺)

平成25年4月から 難病等の方々 が障害者福祉 サービス等の対象となります

平成25年4月に施行される障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々を加われます。

対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。対象疾患による障害のある方については、り患していることがわかる証明書(診断書又は特定疾患医療受給者証等)を持参の上、支給申請してください。※対象り患について詳しくは左記までお問い合わせください。

問 社会福祉課(玉造庁舎)
 ☎ 0299-550111

平成25年行方市成人式 記念品アルバムの受取について

成人式(1月13日開催)において、5地区で撮影した写真を一冊のアルバムにまとめ、参加記念品としました。参加された方は、受取期間中に、お近くの公民館までお越しください。(ご本人が来られない場合、ご家族・ご友人でも受取可能です。)



受取期間
 平成25年3月22日(金)
 ～5月31日(金)

時 間
 *以降は北浦公民館のみ取扱
 午前9時～午後5時

*注 麻生公民館・玉造公民館は月曜日休館となります。

問 生涯学習課(北浦公民館内)
 ☎ 0299-1352111

行方市「人・農地プラン」を 平成24年12月に策定しました

「人・農地プラン」とは、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」があり5年後、10年後の展望が描けない地域が増えているため、このような人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

この「人・農地プラン」を策定するにあたり、次の内容等について各地区で話し合い(座談会)を開催しました。

- 今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか。
- 中心となる経営体へどうやって農地を集めるか。
- 中心となる経営体と、それ以外の農業者を含めた地域農業のあり方など。

これらの話し合い等を踏まえて、平成24年12月に検討会を開催

し、市内で25名をプランに位置づけました。

また、この「人・農地プラン」は必要に応じて随時見直すことができますので、今後も各地域で中心となる経営体や農地集積についての地域での話し合いを持ちながら地域の皆様とより良いプランにしていくよう進めてまいります。

問 農林水産課(北浦庁舎)
 ☎ 0299-1352111

献血日程



みなさんの献血が医療を支えています。ご協力をお願いします

ベイシア玉造店	4/ 5 (金)	6/14 (金)
カインズホーム玉造店	4/18 (木)	7/ 3 (水)
セイミヤモール麻生店	7/ 5 (金)	
麻生保健センター	7/ 5 (金)	
行方市役所玉造庁舎	6/24 (月)	

問 健康増進課 TEL 0291-34-6200

過払い金回収
 ↑相談¥0 着手金¥0 成功報酬制!

借金整理・交通事故・遺言・相続

LEGAL PLUS | 秘密厳守
 弁護士法人 リーガルプラス
 茨城県弁護士会所属

かしま法律事務所
 124号イオンそば

☎ 0299-85-3350 (平日 10:00 ~ 18:00)
 リーガルプラス 検索 代表弁護士 谷 靖介

常陽銀行

- 麻生支店: 行方市麻生 1135-31 TEL:0299-72-0551
- 玉造支店: 行方市玉造甲 337 TEL:0299-55-0101
- 北浦支店: 行方市山田 1301-1 TEL:0291-35-2121

本市のまちづくりに協力していただいている方・団体等に、話題を提供いただき、様々な『男女共同参画』について、コラムを連載いたします。市民の皆様の声もお寄せください。ご意見をお待ちしております。

はい、
こちら消費生活センター!



貴金属「押し買い」規制 改正特商法施行

業者が突然自宅を訪問して、高価な貴金属などを強引に安く買い取り、返品に応じない悪質商法を「押し買い」といいます。近年、金の価格が高騰し、訪問購入をめくり、18金のネックレスを9金と言われ、ものすごく安く買い取られてしまうなどの被害報告が増えているため、それらを規制する法律が2月に改正されました。

法律が改正されて・・・

- ・業者は、突然の訪問による強引な買い取りの勧誘はできなくなった。
- ・契約した場合、書面が交付される(業者の連絡先や購入価格などが書かれている)。
- ・契約後、物品の引渡しを拒絶できる(8日は、手元において冷静に考えてよい)。
- ・契約後、8日以内なら無条件に契約を解除できる(クーリング・オフ)。
(ただし、自動車や家具、家電などは対象外)

売る気がなければきっぱりと断り、押し買いの勧誘で困っていれば、消費生活センターまでご相談ください。

— まずはお電話を! —

問: 消費生活センター

TEL 0291-34-6446

一分担

市民協働共創のまちづくり共同研究者 富士通研究所 鶴飼孝典

2012年10月にパナソニック株式会社が、「男性の家事についてのアンケート」を実施しました。

40代から50代の男性では、55%が家事に対して「興味なし」と回答し、家事参加に積極的でない男性の約4分の1が、「手伝うと余計に文句を言われるから」と回答しています。一方、女性も、掃除をやれば雑だし、洗濯をすれば干し方が雑だし、料理をすれば、後かたづけはしないし、してくれたとしても汚れが残っていると思っているようです。

このアンケートの「家事に対するイメージ」について、回答の多い順から「もっと効率化したい」「夫婦で分担すべきもの」「大変なもの」「あまりやりたくないもの」と続きますが、「いっしょにやるもの」という選択肢がありません。

ちなみに男性の約3分の1が「夫婦で分担すべきもの」と回答しています。おそらく、炊事、洗濯は妻、ゴミ捨て、風呂掃除は夫というような分担が想定されるだろうと思います。

我が家は共働きで平日はすれ違いも多く、なかなか夕食を一緒に取ることもできません。そこで週末にまとめて2人で家事をすることにしています。夕方は2人で食事の支度をします。たとえば、カレー作りは次のような感じです。

1人が人参、じゃがいもを洗っている間に、もう1人がタマネギを切って人参、じゃがいもの皮むきの間に、タマネギを炒めます。人参、じゃがいも、肉も一緒に炒めるタイミングでブロッコリーなどの添え野菜が準備されます。一人で作るのに比べて、実は時間的には、そんなに短くなりません。かわりにスパイスをあらかじめ炒めて香ばしくし、タマネギをより時間をかけて甘みを引き出すことができ、よりおいしいカレーになります。

炊事、洗濯などの大きな単位で分担するのではなく、皮をむく、炒めるというような小さな単位で分担することで、お互いに得意なところができます。効率的にお互いのやり方を邪魔せずに不十分なところをカバーし合うこともできます。なにより、よりおいしく、楽しい生活ができます。

こんな分担の仕方はいかがでしょうか。



行方市メールマガジン

—暮らしに役立つ情報をメールでお知らせ—
イベント情報や子育て情報、災害に関する情報等を配信しています。ぜひご利用ください。登録はバーコードリーダーから!

問 秘書課(麻生庁舎)

☎ 0299-72-0811



広告募集

「市報行方」へ
広告を掲載しませんか

市では「市報行方」に有料広告を掲載される方を募集しています。

詳しくは秘書課まで

〒311-3892 行方市麻生 1561-9

TEL 0299-72-0811 FAX0299-72-2174

受付
広告原稿提出
(発行1カ月前)
↓
広告掲載内容審査
↓
広告掲載決定
↓
掲載発行